

(仮称) 内郷高坂太陽光発電所環境影響評価方法書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民の理解が不可欠であることから、周辺住民に対して、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく説明するとともに、意見や要望に対しては、十分な説明や誠意を持って対応するなど、誠実に理解の醸成を図ること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）において、事業内容を可能な限り具体化し、環境影響評価を適切に実施できるものにする事。
- (3) 環境影響評価の実施にあたっては、専門家の助言を得ながら、最新の科学的知見や評価方法を採用し、定量的に予測及び評価を行うとともに、準備書への記載にあたっては、分かりやすい表現や図等を用いるなど、理解しやすい内容とすること。
また、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事情が生じた場合には、適時適切に評価項目等の見直しを実施すること。
- (4) 環境影響評価に用いる既存の各種資料は、調査結果を評価する上で重要な指標となることから、その収集整理にあたっては、内容を十分に精査し、評価に疑念が生じないようにすること。
- (5) 環境影響評価に必要となる現地調査は、周辺住民の十分な理解のもとに行うものとし、苦情等が申し立てられた際には、申立人及び関係機関の指導等に対し、誠意を持って対応すること。
また、施設稼働後に苦情等が申し立てられた場合の環境保全措置を検討し、準備書へ具体的に記載すること。
- (6) 準備書に関する住民説明会を実施する際には、周辺住民が幅広く参加できるよう、住民の生活形態に配慮して開催日時や場所等を設定するとともに、複数の方法（地区の回覧板の活用等）により周知すること。
- (7) ソーラーパネル等の仕様や配置は、対象事業実施区域の周辺における住居等の分布状況や地形、並びに住民意見などの多面的な視点から検討し、周辺環境への影響を回避するとともに、その検討結果について、準備書へ具体的に記載すること。
- (8) 環境影響評価の実施にあたっては、工事で使用する建設機械及び資材等の運搬車両の仕様及び数量が重要な項目であることから、当該項目を準備書へ具体的に記載するとともに、当該項目の内容を適切に反映させ、予測及び評価を実施すること。
- (9) 全国各地において、強風によりソーラーパネルが飛ばされる事案が発生していることから、強風に関する安全対策及び事故発生時の措置や復旧方法等について、準備書へ具体的に記載すること。

- (10) ソーラーパネル等の主要設備は、安定した地盤上に設置することが不可欠であることから、十分な地盤調査等を実施するとともに、適切な施工計画を策定すること。
- (11) 低反射型のソーラーパネルを積極的に使用するなど、ソーラーパネルの反射光による周辺環境への負荷低減に努めること。
- (12) 環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においても、インターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図るほか、縦覧しようとする住民等の利便性向上に努めること。

2 個別的事項について

【大気質】

工事の実施及び資材等の運搬車両の運行に伴う「粉じん等」の調査地点は、周辺における住居等の分布状況や風向及び風速等の気象条件、並びに地形等の地域特性を考慮して選定すること。

また、資材等の運搬車両の運行に伴う「粉じん等」については、具体的な調査地点を準備書に記載すること。

【騒音、振動及び低周波音】

- (1) 対象事業実施区域の周辺には、多くの住居等が存在していることから、パワーコンディショナー等の配置にあたっては、住居等との十分な離隔距離を確保するとともに、施設の稼働に伴う「騒音」及び「低周波音」を評価項目として選定すること。
- (2) 施設の稼働に伴う「騒音」及び「低周波音」は、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、既存の太陽光発電事業において、「騒音」及び「低周波音」に関する苦情が申し立てられている事例を調査し、その上で適切な環境保全措置を検討し、準備書へ具体的に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域及び資材等の運搬車両の走行ルートは、住宅地に近接しており、工事の実施に伴う騒音及び振動の影響が多分に懸念されることから、その予測及び評価にあたっては、近接する住宅地を中心とした複数地点を調査地点として設定すること。

【水環境】

- (1) 土地の改変による河川への影響を明らかにするとともに、適切な環境保全措置を検討し、その検討結果について、準備書へ具体的に記載すること。
- (2) 工事中の雨水排水による土砂や濁水の発生量等を明らかにするとともに、調整池の規模や仮設沈砂池の必要の有無を具体的に検討し、その検討結果を準備書に記載すること。

【動物、植物及び生態系】

- (1) 動植物及び生態系については、その行動圏や分布域等を踏まえ、調査範囲、調査地点、調査期間、調査時期及び調査方法等を適切に設定すること。

- (2) 盛土法面の緑化にあたっては、生物多様性を保全する観点から、在来種や地域固有種を用いること。
- (3) 土地の改変で発生する土砂や濁水の河川などへの流入により、水生生物や魚類への影響が懸念されることから、工事に伴う土砂の発生を抑制するとともに、土砂や濁水の河川などへの流入防止対策を実施し、水生生物等への影響を回避すること。

【景観】

- (1) 対象事業実施区域は、水石山及び湯ノ岳の登山道や頂上付近など、周辺に優れた眺望点が存在することから、ソーラーパネル等の設備の配置にあたっては、眺望や景観を阻害することのないよう配慮するとともに、自然に溶け込むような色彩等とするよう検討すること。
- (2) 景観への影響については、対象事業実施区域に近接する住宅地や道路等を眺望点として設定し、視認の可否を含めて予測及び評価を実施すること。

【廃棄物】

- (1) 準備書において、ソーラーパネルやパワーコンディショナーなどの主要設備の耐用年数を示すとともに、耐用年数を超えたソーラーパネルの処理方針（リユースするのか、産業廃棄物として処理するのか）について記載すること。
なお、産業廃棄物として処理する場合には、リサイクルするように努め、埋立処分量を少なくすること。
- (2) 工事の実施に伴い産業廃棄物が発生する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく保管基準や処理基準等を遵守すること。

【放射線の量】

対象事業実施区域の土壌や樹木等には、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着しているおそれがあることから、工事の実施にあたっては、周辺環境に放射性物質が飛散することのないように配慮すること。

【その他】

- (1) 事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を遵守するとともに、いわき市公式ホームページにおいて示している「太陽光発電施設導入にあたっての留意事項について」を遵守すること。
- (2) 3,000 m²を超える土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要になることから、いわき市環境監視センターと協議すること。
- (3) 対象事業実施区域は、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流に位置付けされていることから、計画図面を作成する際には、福島県いわき建設事務所及びいわき市河川課に確認すること。

- (4) 市道と接する箇所は、施工前に境界査定を行い、官民境界を明確にすること。
- (5) 事業の実施にあたって、道路法に基づく手続きが必要となる場合には、着手日の1か月前までに、いわき市道路管理課への計画協議を行うとともに、着手日の2週間以上前までに、道路法第24条又は第32条に基づく申請を行うこと。
なお、工事等の影響により、申請区域外の市道に支障が生じた場合は、直ちにいわき市道路管理課への報告及び協議を行うとともに、事業者の責任で復旧すること。
- (6) 資材等の運搬車両の運行にあたっては、走行台数や走行時間帯などの運行管理を徹底し、運搬車両による周辺環境や住民生活への影響を回避するとともに、一般の道路通行に影響を及ぼすことのないようにすること。
- (7) 工事の実施にあたっては、防災工事を明確にした施工計画書及び防災計画を作成し、関係部署との協議を綿密に行うとともに、施工手順を十分に検討し、防災工事の先行を図ること。
また、施設の稼働後において自然災害、火災、事故等が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行うためのマニュアル等を作成すること。
- (8) 対象事業実施区域は、市街化を抑制する市街化調整区域であり、市街化の抑制による自然環境や田園環境等の保全を基本に、それらと調和のとれた集落等の生活環境の整備を進め、それぞれの特性を生かした地域づくりを推進していく区域である。
また、いわき市総合土地利用基本計画においては、「生活森林区域」と位置付けており、市街地や農山村集落を取り囲む森林などの豊かな自然環境を守るため、ゴルフ場等はその適正な規制・誘導を図る区域とされていることから、事業の実施にあたっては、周辺の自然環境へ十分に配慮すること。
- (9) 一定規模以上（高さ13m超又は建築面積1,000㎡超）の建築物や工作物等の新築又は一定規模以上（面積3,000㎡超又は法面の高さ5mかつ長さ10m超）の土地の区画形質の変更（埋め立て又は干拓を含む）を行う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要であり、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ31m超又は延べ面積15,000㎡、工作物については高さ31m超）については、景観への影響が顕著であると予測されるため、当該届出の前に、事前協議書の提出が必要であることから、いわき市都市計画課と協議すること。
- (10) 市街化調整区域における建築行為又は土地の区画形質の変更を行う場合は、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要であることから、いわき市都市計画課と協議すること。
- (11) 対象事業実施区域は、「御台横穴C群（県遺跡番号204400206）」及び「御台横穴D群（県遺跡番号204400205）」が隣接していることから、事業の実施にあたっては、いわき市文化振興課と協議すること。

- (12) 対象事業実施区域には、森林法に基づく地域森林計画を有する民有林があり、また、工事計画においては樹木の伐採を予定していることから、事業の実施にあたっては、事前に林地開発や伐採等に係る手続きについて、いわき市林務課と協議すること。